

令和2年2月4日
薬務感染症対策課
結核・感染症グループ 細谷、岩西、松田
内線：3257、3353
直通（087）832-3304

「帰国者・接触者相談センター」の設置について

新型コロナウイルス感染症についての、「帰国者・接触者相談センター」を、令和2年2月3日、県内5カ所に設置しました。新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の相談を受け付け、必要に応じて受診調整を行います。

1 帰国者・接触者相談センター設置場所

(保健所感染症電話相談窓口併設) (全日 8時30分～17時15分)

| | |
|--------|--------------|
| 小豆保健所 | 0879-62-1373 |
| 東讃保健所 | 0879-29-8261 |
| 中讃保健所 | 0877-24-9962 |
| 西讃保健所 | 0875-25-2052 |
| 高松市保健所 | 087-839-2870 |

※夜間のご相談は、同じ番号で夜間受付を経由して応じます。

一般の新型コロナウイルス感染症のご相談は17時15分で終了します。

2 相談対象者

新型コロナウイルス感染症の疑いのある方(現時点の定義)を対象とします。

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

県民の皆様へ

県民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いなどの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。